虐待防止のための指針

WHITE HEART LANE 株式会社
訪問看護ステーション　つむぎの便り

１．事業所における虐待の防止に関する基本方針

当法人では、虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、高齢者および障害児童虐待の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為いずれも行いません。

〈虐待に該当する行為〉

①身体的虐待：身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
②介護・世話の放棄放任：衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他職務上の義務を著しく怠ること
③心理的虐待：著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと
④性的虐待：猥褻な行為をすることまたは猥褻な行為をさせること
⑤経済的虐待：財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

２．虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

①当法人では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置します
②本委員会の運営責任者は虐待防止責任者とし、任期１年とします。
③委員会構成

構成員	役割
WHITE HEART LANE 株式会社　代表	運営責任者（委員長）
訪問看護ステーションつむぎの便り　責任者	副委員長（利用者・家族等への説明相談）
訪問看護ステーションつむぎの便り　管理者	虐待防止措置の周知・進捗管理
井上法律事務所　弁護士　井上敬介	顧問

④会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合があります
⑤虐待防止委員会は年に１回以上、委員長が必要と認めた時に開催します
⑥委員会の協議内容

・虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
・虐待の防止のための指針の整備に関すること
・虐待の防止のために職員研修の内容に関すること
・虐待等について、従業者が相談報告できる体制整備に関すること
・高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

３．虐待の防止のための職員研修に関する基本事項
虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、本指針に基づき定期的な研修（年１回以上）を実施するものとします。研修実施内容は、委員会において記録し保管します。

４．虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本事項
①虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともにその要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職等の如何を問わず厳正に対処します。
②緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

５．虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
①職員等が他の職員等による虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者に相談します
②担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談および報告があった場合には、報告を行なった者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行なった当人に事実確認を行います。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します
③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合は、当人に対応の改善を求め、必要な措置を講じます
④上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します
⑤事実確認を行なった内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します
⑥事業所内で虐待等の発生後、その再発の危機が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市町村に報告します
⑦必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います

６．成年後見制度の利用支援に関する事項
利用者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います

７．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行なった者である場合は、他の上席者に相談します
②苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います
③対応の流れは上記の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします
④苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します

８．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
利用者はいつでも本指針を閲覧することができます

９．その他虐待の防止の推進のために必要な事項
本指針で定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように努めます

附則

本指針は令和４年１１月１日から施行する